

# モスクワ日本人学校 体験入学に関する規則

(受入れに関する基本姿勢)

体験入学希望受入れに関しては、在ロシア日本国大使館附属モスクワ日本人学校として、正式に入学する児童・生徒以外の邦人の子にも出来る限り日本における教育活動の一環を体験させることはその使命の一つであると考えます。また、本校児童・生徒にとっても、より多くの児童・生徒と接することは、望ましい対人関係能力を育む上で有益と考えます。この観点から、モスクワ日本人学校では、下記の体験入学資格を満たし、体験入学に関する規則を理解した上で、体験入学を希望する児童・生徒に対しては、積極的にその希望を受け入れる姿勢をもつことにします。

## 1. 体験入学資格・・下記の①または②

- ① 日本国籍を有し、なおかつ、インターナショナル校及びロシア人学校に在学するモスクワ在住の児童・生徒で、日本における教育活動の一環を体験することを目的としていること。
- ② 日本国籍を有し、なおかつ、日本人学校への入学を前提に体験入学を希望していること。

## 2. 体験入学許可要件

- ① 日本語による指導が可能であること。
- ② 現にモスクワ日本人学校に在籍している児童・生徒の学習環境に悪影響を与えないこと。ただし、いったん体験入学を許可された児童・生徒であっても、この要件を満たさないと学校長が判断した場合は許可を取り消されることがあります。
- ③ 体験入学者の数は、学校長がその学年の在籍数を勘案して決定します。希望者数が多い場合は抽選になることもあります。
- ④ 小学部6年生と中学部3年生については、1学期のみ体験入学を受入れます。

## 3. 体験期間

- ① 学校長が指定する期間とします。
- ② 体験期間中の学校行事等への参加の可否は、現に在籍する児童・生徒に対する影響及び体験入学者における教育効果を勘案し学校長が決定します。

## 4. 手続き

- ① 体験入学希望者及びその保護者と学校長が面談し、入学の可否を決定し運営委員長に報告します。
- ② 体験入学する学年については、校長の面接に基づき校長が決定します。

## 5. 費用・・正式入学者の規則を準用します。ただし、入学金は110USドルとします。

## 6. その他

- ① 本校における体験入学とは、正式な入学とは違い、希望する児童・生徒がモスクワ日本人学校に在籍することなく、モスクワ日本人学校の教育課程の一部を体験するという制度です。従って、
  - ・在籍証明等の書類は発行しません。
  - ・原則的に、体験入学者に対する特別な学習指導は行いません。
  - ・傷害保険関係については、現に在籍している児童・生徒が加入している保険には加入できませんので、自己の責任においておかけください。
- ② この規則は、原則としてインターナショナル校及びロシア校の年度が終わる6月から、本校が夏休みに入る7月下旬までの体験入学を想定しています。
- ③ 体験入学希望期間を始め、この規定で想定されていない状況が発生したときは、学校長は学校運営委員会に諮り、体験入学の可否を決定するものとします。

## 7. この規則は平成22年4月14日より施行します。